2023年05月08[^

株式会社トモノカイ 徳岡 臣紀 殿

[第6回~第9回] 事業再構築補助金(事前着手申請) について

先般、貴殿より申請のありました、 事業再構築補助金に係る補助事業の「事前着手」については、 本メールをもって、承認いたしますことをお知らせいたします。

【ご注意いただきたいこと】

- 1. 本メールにより交付決定前の事業の着手が承認された場合であっても 補助金の採択をお約束するものではありません。
- 2. 令和3年12月19日以前に行われた購入契約(発注)等については、補助対象経費として認められません。
- 3. 事前着手の承認を受けた場合であっても、交付申請手続きは**必要**となります。 また、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、**交付申請時に事務局にて** 申請経費の内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承く ださい。

建物の新築に係る経費は交付申請時に必要性が認められた場合に限り補助対象経費となります。

4. 参考:補助事業手引き

補助事業採択後から事業完了までの各種手続や準備しなければならない資料等ついて解説したものです。

- ※本手引きは、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを事務局ホームページでご確認ください。
- 5.今回の事前着手申請の内容が適応されるのは【第6回〜第9回の応募申請済みの方】となります。 第1回〜第5回応募申請採択済みの方は【[第1回〜第5回]事業再構築補助金(事前着手申請)】(て申請を行い、承認を受けることが必要となりますのでご注意ください。
- 6.事業再構築補助金を所管する経済産業省のホームページにおいて、補助金交付等の停止及び 契約に係る指名停止措置が行われた旨公表されております。事業再構築補助金も当該処分の対象で すので、 今一度対象事業者のご確認をお願いいたします。

<経済産業省ホームページ>

https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230130001/20230130001.html

【お問合せ先】

<事業再構築補助金事務局 コールセンター>

受付時間:9:00~18:00 (日祝日を除く)

電話番号: ナビダイヤル/0570-012-088

I P電話用/03-4216-4080